

平成31年度安曇野市教育委員会 4月定例会会議録

日 時：平成31年4月24日（水）午後1時30分

場 所：安曇野市役3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、学校給食センター長 有賀啓多、
学校教育課教育指導室長 會田義昭、学校教育課学校教育係長 櫻井義之、
生涯学習課社会教育担当係長 臼井直美

書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 太田雅史、学校教育課教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 3名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成31年4月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶をお願いいたします。

教育長 4月定例会にあたりご挨拶を申し上げます。

庁舎から丁度、この正面に光城山の桜が見えるわけですが、
「昇り龍」と言われますように上まで満開となりました。新年度がスタートしたと思えば、もう4月の後半という時期を迎え、時の流れの早さを感じるところでございます。

今日は、本年度最初の定例会ということでございます。事務局では、太田雅史学校教育課長補佐兼教育総務係長と、それから有賀啓多副参事兼学校給食センター長が新メンバーとな

りましたので、どうぞよろしく願いいたします。

市役所内でも、異動により新たな部署で仕事を始めた職員や初めて自分の机と椅子が用意され、公務員としての仕事を始めた職員などもあります。一昨日も、至急という附箋の貼られた文書が回ってきました。「海外ホームステイ報告作文の校正及び帰国報告会リハーサルについて」という件名で、起案者は4月から新規採用職員として働いている新卒の学校教育課職員でございました。海外ホームステイの報告作文を一つ一つ丁寧に読み込んだらしく、字句の訂正や表記の統一について赤字でびっしりと修正が施されておりました。任された仕事を期日までに、丁寧に正確に確実に行動するという気持ちが伝わってくるものでございました。

また、先日掲示板に、「小学校夏休み延長に伴う夏休み子ども体験活動充実大作戦ご協力のお願い」と題する文書が付されました。小・中学校の夏休みが延長され、子どもの居場所づくり、体験活動の充実が議論されておりますけれども、生涯学習課社会教育担当では、夏休み期間に当たる7月から8月の2カ月の間に行われるイベントカレンダーを作成するという事になったわけです。他部局、各課で予定しているさまざまなイベントや講座があれば、それも一緒に載せていくので是非情報をお寄せくださいというものです。私は、この「夏休み子ども体験活動充実大作戦」と、こういうふうタイトルをつけた担当課、担当者の意欲というか熱意、そんなものを感じてとてもうれしい気持ちでございました。

また、学校教育課教育指導室で担当してまいりました中学生議会を今年は一新することになりました。これまで、全庁にわたる多くの職員がかかわって、そして休日にも何度も会を開いて、中学生が方向性を持てるようにということで手とり足とりで支援してきたわけですが、そういうやり方から中学生自身が調査活動を充実させる方式、つまり今、学校では主体的に学び合う力を培おうということでやっているわけですので、その日ごろ培ってきた力を発揮する場にするとするんだという大きな転換に教育指導室がチームで挑戦をしております。また、詳しい内容が決まりましたら、ご紹介をさせていただきます。

さらに、本日市民タイムズ紙で紹介がございましたように、市立図書館では図書館司書の皆さんが、小学校ではおなじみの図書袋を一般の方々にも普及させるための活動を始めております。私も、この「ぼぼん」の刺しゅうをつけたマイ図書袋を最近図書館に持っていったのですが、そうしたら早速、写真を撮らせてくださいと記録されてしまいましたけれども、そんな取り組みもしております。

今日お配りしたものの、安曇野市立美術館・博物館パスポート、これはまさに先ほど刷り上

がってきたばかりのものをお配りしてございますけれども、これを見ても職員が自分の仕事に自信と誇りを持って取り組んでいる姿というのは私は手にとるように伝わってきて、私自身が何か力ももらっているような、そんな気がいたしましたのでお伝えをいたしました。

安曇野市内の全ての子どもたち、そして教職員、事務局の職員、そしてまた保護者や地域の皆様、全ての皆様が健康で、そしてご自分の勉強であるとか仕事であるとか、そんなことに生き生きとはつらつと向かう、そんな姿を願っております。そのことが、毎日苦しくではなくて楽しくできる、楽しい毎日である、このことがとても大切ではないかなと思って、1年間そんな日々であればいいなということを願いつつ冒頭のご挨拶とさせていただきます。

では、本日もご審議よろしく申し上げます。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件やその他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案または報告事項について、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別されまたは識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第8号 平成31年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について及び報告第9号 教育長報告の2件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員から何か発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので議決に移ります。

それでは、先に申し上げました報告事項2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第8号及び報告第9号とします。

会議の順番につきましては、議案第1号から第3号、報告第1号から第3号、当日提出の報告第10号を挟んで第4号から第7号とし、これを公開することといたします。

以後、会議を非公開とし、報告第8号、9号を扱います。

なお、議案第3号にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から3月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について、説明をお願いします。

教育部長 教育部全般に係る事項につきましては私から説明させていただきますが、個別の案件につきましては、所管する担当課長または担当職員から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 「安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について」資料により説明。

教育長 議案第1号 安曇野市人権教育・啓発推進計画の改訂について説明がございました。

委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

横内委員 お願いいたします。

先月の定例会の協議を受けて、質疑の回答と新たな改訂案をいただきました。その計画が人権の推進委員や指導員の手引書であることもわかりました。しかしながら、人権の問題の相談現場に私は長くかかわってきた者として、どうしても時代に即していない部分があっぴひっかかります。

この計画が制定された平成19年から12年経って、人権を取り巻く環境は大分変化して、人々や企業の人権意識は以前より高まってきたように思います。一方で、平成19年と比べて人それぞれの生き方や価値観はますます多様化し、児童虐待やDVなどが大きな社会問題になったり、情報技術の発達やグローバル化によって新たな人権問題も生じてきました。そのことは、この改訂案にも載っていました。

現状と課題という項目が幾つかあります。ページで申し上げますと3ページから5ページ、

7、9、10ページです。現状と課題が、平成19年の現状と課題のままのところがあるということでしょうか。この現状と課題は、本当にこれでいいのかと思ったのです。一つ一つについて人権教育推進委員会では検証があったのか。先ほど課長がおっしゃっていた法律が変わったところだけの修正が改訂ということなのか。この内容についてはどうなのでしょう。お尋ねしたいと思います。

生涯学習課長 先ほども申しましたとおりこの計画については、人権推進委員と人権教育指導員の方の合同会議の中でも説明して、ご理解をいただいているところです。細部にわたっては、その指導員もなかなか地区から上がってきておりますので、毎年かわってきているということの中で難しい点はあるかと思えますけれども、一応そこにはかけているという形で検討させていただいております。

このベースは、先ほども言ったように19年のベースがあることは確かでございます。グローバル化等しておりますので、根底の問題を考えていくということになれば、もう少し時間をかけて、再度このスタイルがいいのかどうなのかも検討する中でやっていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

ですけれども、今の現段階では、先ほど言ったようにこれを見ていただいて、指導員たちが人権についてのご理解を、まずしていただいて推進していくという形の方向性を持ったものでございますので、今の段階ではこれを計画として上げたいと。委員のおっしゃることを掘り下げていくということになれば、もうちょっとお時間をいただきたいなというふうに思っています。

横内委員 人権推進委員の方や指導員の方の手引書であるなら、なおさら現状を正しく把握することが大事だと思いますし、計画の内容を隅々まで点検して改善を行うのが真の改訂ではないのかなと私は思います。

7ページの高齢者の介護のところ、家族だけで、女性だけで、あるいは誰の世話にもならないといった頑なな考えで介護の問題を解決しようとしてきたことが、多くの人権侵害や悲劇を生む原因となっていますと言い切っていますけれども、介護をめぐる12年前と今の現状では明らかに違ってきていませんかということを申し上げたいです。介護保険制度の施行後、介護サービスの利用量は全体として大幅に増加していると思いますし、私の周りを見ても介護の必要な高齢者の多くは施設やおうちで介護サービスを受けていますし、ここにあるように家族だけで、女性だけで、あるいは他の誰の世話にもならないといったこと、これは随分前のことではないでしょうか。介護を行う人を孤立させないということは、変わらずに大切

なことであるけれども、現状ということ言えば、老老介護であったり、介護疲れの肉親が精神的や経済的に追い詰められて苦しんでいることのほうが多いように感じます。

前回は、4ページの男性側だけに意識改革を促すのはおかしいのではないかと発言しましたが、こういった個々の箇所に限らず、全体の内容的な見直しを検討しないと、時代に即してと先ほどからありますが、時代には即していないと思うんです。ちょっと私は、今回の改訂案には賛成いたしかねるという意見です。

以上です。

生涯学習課長 今のご意見、貴重なご意見だと思いますが、今現状で推進委員のほうにお願いする、そこまで掘り下げてということになると、ちょっと今回の改正を行わずにやるのか、それとも今回改正はお認めいただければ、この以後いただいたご意見を慎重に審議しまして、合同委員会等で検討する中で、現状をやるには、ピックアップしてもう少し時間をかけないと難しいと思いますので、そういう形をとるとい形になると思いますので、できましたら今回の改正につきましてはお認めいただいて、今年度以降十分その点については、ご指摘の点については指導員とも話をして、改正する方向で検討していきたいというふうに思っております。

教育長 どうでしょうか。第6次改訂は、ここに日付を入れて改訂をするが、次の改訂を直ちに着手すると、こういう意味ですか。

生涯学習課長 はい。ちょっと期限は、相当見直しが必要かなというふうに思いますので、お時間をいただきたいと思います。

教育長 他の委員の皆様、何かございましたらお願いします。

須澤委員 今もお話のあった7ページでございますが、この(1)の基本認識のように高齢化が急速に進展している、これも事実でございます。昼間の図書館を見れば高齢者が大勢いると、つまりお元気な方は本当にいろいろ活動を外へ出てしているというのを目にする事ができるわけです。

この中の現状と課題の③なのですけれども、例えば、この1行目の誰の世話にもならないといった頑なな考え云々と、こうあります。こういうのを、具体的な例はこんなことがあるといったような形で、委員の皆様の研修を是非してもらいたいと思うんです。これは、具体例がないとさまざま何年かやっている方はわかると思いますけれども、まだまだこれからという方々は、こういう人がいるということに気づかない。研修会をやったところへ出てくる人は非常に意識が高い方、というのは出てこない方にこういう方があるのです。これは

私、地域に頑なな考えで家族が本当に困っていて、最終的に民生委員が救急車を呼んで病院に運んだというようなことがあるのです。家族はもう見捨ててしまったのです。もうそんなに言うなら一人でやれ、そういう状況の中で結局病院とこうなってしまったのです。これは、プライバシーの問題ともかかわってきますものですから、わかっているでも民生委員も手が出せなかったのです。結局は、隣組でも隣組長が困ってしまって、一体のどこの病院へ入ったかもわからないと、民生委員に聞いても、それは答えられないとこうになってしまうのです。

だから、非常にこういうものから波及する問題は大きいですから、是非担当する皆様が具体的にこういう例があるから、こういうところにも周囲に目を気を配ってほしいといったような是非研修をしてもらいたいと。この文面は非常に結構だと思うんですが、これさっというてしまいますから例の研究を是非お願いしたいと思います。これを一体どこでやるかということですが、やはりこれは人権という面の中で埋もれてしまう、ある意味埋もれてしまう問題だと思うんです。そんなことを感じました。

教育長 現状と課題が時代に即していないのではないかというご意見と、必ずしもここに書かれていること全てがもう古いものではなくて、今なお課題として残っている部分もあるというご指摘と、ただここに書いたのを配るだけではなくて、これを真に活用する方策を検討すべきだというご意見ということによろしいですか。

須澤委員 はい。

教育長 それでは、他の委員の皆さん、どうぞ。

二村委員 平成19年の3月15日に制定がされて以降、国で人権にかかわる法律の制定と県での新たな条例の制定、また社会環境の変化などを反映させるために根本的な考え方は変わりませんが、大きくいろいろなところを見直したいという説明が課長のほうから、前回3月の定例会にありました。

また、この改訂にあたって、社会教育委員の方が中心となって表現を変えたという説明もありました。実際に、今回の4月定例会の資料を見ますと、赤字で表記されていたところは黒字になっている、というのが主な変更で言い直すと、また法律の他は一部のみの改訂だと確認をしました。

3月の定例会時に私は、先ほど課長が口頭で説明をしてくださったセクハラ等のハラスメントについての質問をしましたが、プリントに表記もされず口頭で返事をいただきました。とても残念に思います。女性から見ると、ハラスメントというのはとても大事な問題であって、多くのハラスメントがあります。もちろん理由がありましたね、事業主からのという事

情はありましたけれども、やはりそこも事業主ではなく女性の立場からするとやっぱり必要な事項ではないかと思しますので、これから先の変更等を考えていらっしゃるようなので、そこもきちんと深めていってほしいなと思いました。

以上です。

唐木委員 お願いいたします。

平成31年4月の第6次改訂が行われ、その後第7次改訂が早急にかなり全面的にといいますか、現状の分析を含めて行われるということを前提で話をしたいかというふうに思うわけなのですけれども、今回のこの計画は、やっぱり六つの人権問題、十の人権課題を網羅的に扱っています。いわゆる人権教育の手引書というのに近い形なのですが、それで一つは、こういう推進計画でありますので、本市において人権問題は存在するんだという、そういう認識をやっぱりしっかり持って、そして行動、推進計画とさらにそれが行動計画になっていくというようなところまでいかないとまずいのではないかな、人権問題はなかなか解決しないのではないかなということを思うわけなのです。

私、先般今月の4月の始めのころに新聞の記事なのですけれども、非常におもしろいというか、興味深く思った新聞の記事が一つありまして、それは東京大学の入学式の折に名誉教授上野千鶴子さんが祝辞を述べたのですけれども、その祝辞の中で、社会に出れば性差別は存在してくるのだと、そして東京大学だってその一例なんだよということを、東京大学にもそれはありますよということで、自分の身のうちのところを振り返りながらの祝辞のスピーチだったわけです。そうすると、こういう人権推進計画もやっぱり安曇野市の中に解決すべき人権問題があるんだと、それを解決していくんだという意気込みが必要だと思うんですよ。

私、非常に印象に残っているのが横内委員からのお話の中で、決意があるのか、決意が感じられないという発言がいまだに鮮明に残っているのですけれども、やっぱりそういう決意が感じられる、そういう安曇野市の人権という推進計画であってほしいなと。ですから、今回のところは、やっぱり文言の訂正と、それから幾つかのものをつけ加えていって、基本的なところの見返しというところがまだ不十分だと思うんです。

それで、ここで今足踏みしていると次へ進めないという気持ちもありますので、第7次の改訂に進んでいくということを前提にしていくと。そのときに、今申し上げたことと、もう1点はやっぱりこれは市民の計画であると、決して推進委員とか指導員のための手引書ではないのだというところで、各年代層へ情報発信をしていったりして、それでダイジェスト版の発行も必要なのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、よく21世紀は人権

の世紀だというふうに言われているわけなのですが、なぜなのかということ問い直していく。そして、繰り返しになりますが、行動計画となるように積極的な展開を図っていかなくてはならないのではないかなということ強く思います。

それで、今年度出発をしなくてはならないというところから、第7次に向かっていくということを前提にして、私としては本計画を今日の段階では認めていきたいなというふうに思います。条件つきであります。

教育長 委員の皆様、もうよろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議長においてお諮りをしたいと思いますけれども、今回の第6次改訂は、もし誤ったことが記載されていれば、これは出すことはできないと思います。しかしながら、現状に合っていない部分はあるにしても、誤っていないのであれば、今回の6次改訂を一部、あるいは部分改訂という文言にさせていただいて、そして次の第7次改訂というのは全面改定をするということで、今回のこの6次一部改訂、部分改訂をご承認いただくことはできないでしょうか。

事務局、どうでしょうか。

生涯学習課長 そういう形でしたら、是非お願いします。

教育長 したがいまして、もしご承認いただけるようでしたら次の小委員会、そして合同委員会があるわけですが、そのところではその旨をしっかりと説明をして、そして次の全面改訂に向けて、どの部分をどう変えていくので、どのような意見をいただきたいということを明確にして説明をするということを条件を付してご承認をいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。では、議案第1号は、条件つきで議決をいただきました。

ありがとうございます。

唐木委員 第6次ということですが、これは外へ出ていきますので、もう一度文言とか、それから文書のところを精査していただきたいなと思うんです。例えばなのですけども、ところどころにアンダーラインが入っているのですよね。意味がわからないアンダーラインが入っていて、例えば13ページの(4)あたりにどこかから引用してきたときか何かわからないけれども、意味のないアンダーラインが幾つか入っているのです。そういうところをよく見ていただきたいなと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。すみませんでした。

◎議案第2号 任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱について

教育長 では次に、議案第2号 任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱についてを議題とします。

担当より説明をお願いします。

文化課長 「任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱について」資料により説明。

教育長 議案第2号 任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、任期満了に伴う安曇野市文化財調査委員の委嘱についてご異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしということでありますので、議案第2号は議決されました。ありがとうございました。

◎議案第3号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第3号 共催・後援依頼を議題とします。

まず、生涯学習課関連の依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より、共催1件、後援2件の依頼について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この3件についてご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

次に、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より後援3件の依頼について説明がありました。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

二村委員 最初の堀金公民館で行われる安曇野市日本舞踊連盟の子供教室の開催についてですが、けれども、初心者様ばかりの楽しいお教室ですと書いてありまして、費用が月1,000円、これは舞台出演料積立費として記載されておりますけれども、何か舞台というか発表会があるとかということでしょうか。

文化課長 42ページにありますように費用は、受講料は無料だけでも1,000円の積立費を取りますよということです。これにつきましては舞台費の費用とか諸経費に使うということなので、ちょっと紛らわしい表現ですけれども、要は受講料は無料ですよということです。あと、必要実費はいただきますという解釈です。金額的に見ても営業目的とは言えないと思いますので、通常の意識の範囲かなというふうに考えられます。

二村委員 続いて、この舞台があるのかどうかということをお聞きしたい、発表会というものでしょうか。舞台というのはということがあって、そのときにいろいろな経費がかかるので、これだけは集めますよという認識でいたものですから何かあるのかなと思ったのですが。

文化課長 一応、発表があるというふうにはお聞きはしておりますけれども、その場所とかそういうことについては確認はとれておりません。これにつきましては、確認をさせていただきます、個別にまたご連絡したいというふうに思います。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この3件についてご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の後援3件の依頼の件は承認されました。ありがとうございました。

1時間を過ぎましたので、ここで10分ほど休憩をさせていただきます。

(休憩)

教育長 先ほどの後援依頼について、補足説明をお願いします。

文化課長 先ほど、二村委員からご指摘がありました日本舞踊の子供教室のほうの舞台出演料積立金の内訳であります、同会の代表の方にお聞きをしましたところ、今予定が入ってい

るもので、12月に制度を利用して安曇野市か松本市での老人ホームでの発表、それから1月に松本あめ市での発表、それから3月に門下生での合同発表会などが計画されているということで、そちらの発表のための費用に使うということでありました。

教育長 よろしく申し上げます。

◎報告第1号 安曇野市議会平成31年3月定例会における一般質問等について

教育長 では続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告させていただくものです。

では、報告第1号 安曇野市議会平成31年3月定例会における一般質問等について、担当より説明をお願いします。

教育部長 「安曇野市議会平成31年3月定例会における一般質問等について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 安曇野市議会平成31年3月定例会における一般質問等について、委員からご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承いただきました。

◎報告第2号 31年度学校教育課・教育指導室の変更事業及び新規事業について

教育長 次に、報告第2号 31年度学校教育課・教育指導室の変更事業及び新規事業について、担当より説明をお願いいたします。

学校教育課長 今年度、学校教育課、教育指導室の変更事業における新規事業につきまして説明をさせていただきたいと思います。

本日、担当されている會田教育指導室長がおりますので、室長より説明をさせます。

学校教育課教育指導室長 「31年度学校教育課・教育指導室の変更事業及び新規事業について」資料を読み上げ。

教育長 報告第2号 31年度学校教育課・教育指導室の変更事業及び新規事業について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

質問を2点、それからあとお願い事というようなことをしたいと思います。一つ、質問のほうですけれども、6、県のSSWの安曇野市の派遣ということでありまして、SSWを必要とするようなケースとか、それから1名県からの派遣もあるわけですが、活用の見通し、見込みについてどのような状況なのか、この会議に差し支えのない範囲でお答えいただけたらというふうに思います。

2点目の質問です。SOSの出し方に関する教育ということでありまして、いろんな機関との連携等が必要になってくるかと思うんですが、教育支援センターの教育相談、そこと健康支援センターの保健師との関係とか、また県もいろんな施策を打っているわけですが、LINEを使った相談とかそういうようないろんなところとの関係についての調整というのは、どんなふうに行われていくのかということが2点目の質問です。

3点目は、これは私の考えていることということで、また皆さんのご意見もいただけたらと思うんですが、学校訪問にかかわってなのですが、学校の過剰な負担にならないようにいろんな心を込めたご準備をしていただいたり、丁寧な資料を用意していただいたりしているわけなんですけれども、例えば名前の張り出しとか、それからそういうところで、是非もう少し簡潔にもう少し手をかけないようにやっていただけたらいいのかななんていう思いは、いつもお心遣いはありがたく思いながらも申しわけないなという思いがありますので、またその辺については教育長の考えもあろうかと思っておりますので、ご検討いただけたらなというふうに思います。

以上です。

学校教育課教育指導室長 唐木委員からのご質問にお答えします。

まず、県のSSWの派遣についてですけれども、先ほどケースの数については、昨年度市のSSWが抱えた案件は件数だけでいいまして、およそ小中合わせて30から50ケースくらいの中で、1回で解決するものはなかなか少ないので延べ数になっています。どうしても一人のSSWですと、特に三郷地域や堀金地域のところは十分かわり切れていなかったということも聞いておまして、その意味で今回県のSSWを派遣いただいたということで、そこを重点地域として回っていただくということを考えております。既に三郷、堀金それぞれの学校から、この4月で新規のケースが県のスクールカウンセラーのほうに2件入っておりますので、

動いていくのかなということを考えています。

それと、やはりこれは市の課題でもあるわけですがけれども、中学校を卒業した後、なかなか高校にうまくつながっていく子どもはいいのですけれども、高校を中退してしまっている子どもたちへの支援というのがなかなかうまくいかないというか、薄くなってしまいがちなのです。どうしても、そこを県のスクールソーシャルワーカーには、中学3年を中心ちょっと気になる子どもの情報を集めていただいて、3月31日まではわかるのですけれども、それ以降については福祉課につないで、福祉課のほうでも注意深く気になる生徒については見ていってもらおうという、その情報の収集と情報の引き継ぎというところを大事にさせていただこうかなというふうに考えております。

それから、SOSの出し方についての機関との連携ということですがけれども、一番は健康推進課の保健師との連携を考えています。それで、今各学校で大体いつごろ、学年でやるのか、クラスでやるのかというこの事業の一覧表をつくっていただいておりますので、それを健康推進課の係の方をお願いをして、可能な限り保健師にゲストティーチャーとして行っていただいて、保健師の顔を覚えていただくというようなことを考えております。

それから、県のLINE登録については、ちょっとまだ今のところ安曇野市ではなかなかLINEを使ったことは取り組めないわけですがけれども、今年から子どもと親の相談電話が一本化されているということと、あとメール相談という形のものもありますので、こちらのほうで、もし可能な範囲で対応できたらいいかなと考えています。

以上です。

教育長 市教育委員会訪問につきましては、極力学校の負担をないようにということで、当日お配りしている資料は、全て私どものほうで用意をさせていただいております。年度当初の運営計画から抜粋をするなどして、基本的には学校の手を煩わせないということでやっております。

下足に名札を張る等のことは、県の訪問でも不要だということで、その辺は統一してお伝えはしておりますけれども、それぞれの学校の思い等もあってまだやっているところもあるかもしれませんが、だんだんに意識を広めていきたいなと思っております。ただ、学校にお見えになるさまざまな方がいらっしゃるわけで、そういう方々に対する心遣いだとかそういう部分まで全てなくてもいいということではなくて、私ども身内のようなところは省いていくということでお伝えはしております。

では、他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、了承いただきました。

◎報告第3号 安曇野市青少年委員の委嘱について

教育長 それでは、報告第3号 安曇野市青少年委員の委嘱について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市青少年委員の委嘱について」資料を読み上げ。

教育長 報告第3号 安曇野市青少年委員の委嘱について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は、了承いただきました。

◎報告第10号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について

教育長 次に、関連がありますので、本日追加提出案件であります報告第10号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について」資料を読み上げ。

教育長 報告第10号 安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第10号は、了承いただきました。

◎報告第4号 安曇野市民スポーツ祭開会式等について

教育長 次に、報告第4号 安曇野市民スポーツ祭開会式等について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市民スポーツ祭開会式等について」資料を読み上げ。

教育長 報告第4号 安曇野市民スポーツ祭開会式等について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

横内委員 定例会の冒頭に教育長の話の中にもありましたけれども、この企画から私は実行委員会と生涯学習課の方のやる気と熱意みたいなものを感じました。企画やアイデアをたくさん絞り出して、よいスポーツ祭になるのだろうと伝わってきます。感想です。

教育長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は、了承をいただきました。

◎報告第5号 市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書について

教育長 次に、報告第5号 市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書について、担当より説明をお願いします。

文化課長 「市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書について」資料を読み上げ。

教育長 報告第5号 市天然記念物「熊倉のケショウヤナギ」滅失届出書について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第5号は、了承いただきました。

◎報告第6号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 続いて、報告第6号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお

願います。

まず、学校教育課関連の後援依頼について、平林課長お願いいたします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第6号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当からの説明が終わりました。委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましてはご異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第6号は、了承いただきました。

◎報告第7号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、教育部の各課報告に移ります。

学校教育課からお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

それでは、平成30年度電子黒板活用に関するアンケート調査につきまして、担当の櫻井係長より説明をさせます。

学校教育課学校教育係長 「教育部 各課報告」について、続いて資料を読み上げ。

教育長 それでは、学校教育課からの報告が終わりました。委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

ただいまの電子黒板のアンケートにかかわって感想的なことになりますが、私たちが学校を訪問させていただいて見ていることと、それからこのアンケートに出されていること両方の面から考えていって、考察のところでも書いていただきましたが、提示の道具から学習活動の道具にだんだん変わってきているというところが大変ありがたいなというふうに思いま

した。是非、これをさらに進めていただけたらなというふうに思います。それで、導入して1年半の中で、かなり大きな効果がやっぱり出ているのは間違いないのではないかなという
ことで、本当にありがたいなというふうに思います。

それで、ここから先は要望という形になっていくのですが、今年度小学校の教科書が採択
されて、いよいよ小学校の新教科書に来年から入ってくるわけなのですけれども、デジタル
教科書というものも当然かかわってくるし、それから英語の教科化ということも出てきます
ので、小学校への導入について、こういうプラスのデータをもとにしながら是非高学年から
でも進めていただけたらありがたいというふうに思います。

以上です。

学校教育課長 大変ありがとうございました。小学校への電子黒板の導入につきましては、来
年度からの導入に向けて、1学年から6学年ということは難しいかもしれませんが、
計画部局、財政部局に対して、来年度からの導入、4学年から6年までについて要望を出し
ていきたいというように考えております。

また、デジタル教科書につきましては、来年度の新教科書への対応として今年度中にデジ
タル教科書については予算をいただいておりますので、準備ができる状態でございますので、
準備をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

唐木委員 よろしくお願ひします。

教育長 他にございますでしょうか。

横内委員 2月のPTAの代表者との懇談の中で、電子黒板についての厳しいご意見があつたの
で、現場は一体どうなのだろうかというふうに実は思っていました。でも、この資料を拝見
させていただくと、先生方にも子どもたちにも肯定的な意見があつて、有効に活用されてい
ることがわかって安心しました。今年度も、ICTの授業についても学校訪問でしっかり見て
いきたいなと思います。

教育長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、続いて生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、委員からご質問、ご意見がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

文化財審議会の報告の中で、今もお話がありましたが、お船祭りの記録作成ということで来年度執筆に入るということですが、その報告書なのですけれども、これは普通につくられる報告書の形なのか、それともせつかくの調査で後世に残していきたい部分がありますから、市民に向けたような形のものも考えていくのかどうか、その辺について何かお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

文化課長 この調査につきましては、安曇平のお船祭りが平成29年3月3日に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたことを受けての報告書作成ということです。つまり、国ではこの文化財を国が記録作成等の措置を講ずべきと認めた文化財だということで、そういういろいろな文化財の種類がある中で記録作成を前提とした指定というのではなくて選択というのですが、選択を受けたということになっておりまして、これに基づいた専門的な調査報告をつくっていくということになります。したがって、今回の報告につきましては、決して市民向けということではありません。しかし、今安曇野に現存しているお船というのは約30近くあるようなのですけれども、また廃絶されたのも同じぐらいあるらしいというような報告が今まとまってきております。かなり長い時間をかけて、安曇平にどんなお船があったかというようなことも含めて、それからその形態とかお祭りのやり方等も含めて、その全容を明らかにしていくという調査になります。したがって、市民向けというのは、この調査報告を受けて次に何をやっていくかということで考えていきたいということになり

ます。

それから、これは確実に言えることではないのですが、きちんとした調査で、その付加価値が明らかになれば、今は県の指定という形を受けておりますが、その先も見通せるのではないかなというふうに考えているところでありまして、そこら辺の部分というのは、あくまでもこの国庫補助を受けた記録作成の報告書ができた後のことで考えてもらいたいということでございます。

唐木委員 お願いします。

これから先は要望ということになりますけれども、報告書は、多分非常に学術的な中身の報告書になろうかというふうに予想するわけですが、是非子どもたちも含めた市民に伝わるような、そういうこともまだ多分時間はかなりあると思いますので、是非ご検討いただきたいなということで要望したいと思います。

教育長 よろしくをお願いします。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

以上で、教育部各課からの報告を終わります。

では、以降の議題について、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第8号 平成31年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第9号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

報告案件の補助資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 次に、委員の皆様または事務局からございましたらお願いいたします。

学校教育課長 たびたびの本日配付資料で恐縮でございます。今お配りした件につきまして、4月1日から県の自転車条例が施行になっていることもございまして、昨日も歩行者と二輪事故によります人身事故が発生したというような重大案件もございます。県を通じてではございますけれども、注意喚起を行わせていただいたということで報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は終了いたしました。

委員各位には、ご協力いただきましてありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして安曇野市教育委員会平成31年4月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。